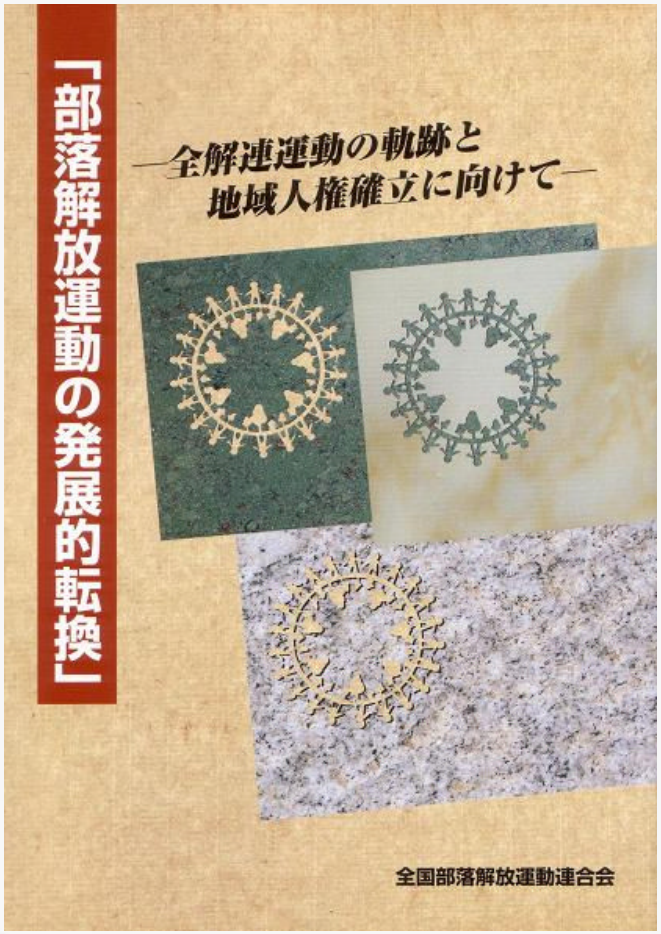
組織をどう大きく強くするか

これからの地域人権運動のあり方



Ⅰ　部落解放運動の教訓は何か



全国部落解放運動連合会のたたかい

- ①人権
- 人間の尊厳と平等を求めてたたかった歴史
- ②陣地戦
- 地域で住民を組織し、民主的陣地を構築
- ③正義

暴力と利権、排外主義の運動路線の克服へ

④交渉力

- 要求実現のために国、自治体などと粘り強く交渉
- ⑤人間変革
- 時代を担いうる主体者の形成に努力

Ⅱ　運動から見た社会構造の変化



- −1−日本の高齢社会は人類が経験したことがない
- **高齢者比率（65歳以上）　2010年　22.57%　　2050年　37.84%**

65歳以上人口割合の高い国：1950, 2010, 2050年

(%)

順位	1950年		2010年		2050年	
	国名	割合	国名	割合	国名	割合
1	フランス	11.39	**日本**	**22.57**	**日本**	**37.84**
2	ラトビア	11.18	ドイツ	20.47	韓国	34.20
3	ベルギー	11.01	イタリア	20.44	イタリア	33.25
4	イギリス	10.73	スウェーデン	18.32	シンガポール	32.59
5	アイルランド	10.68	ギリシャ	18.32	香港特別行政区	32.58
6	エストニア	10.60	ポルトガル	17.85	ドイツ	32.48
7	オーストリア	10.42	ブルガリア	17.59	ポルトガル	32.12
8	スウェーデン	10.25	オーストリア	17.57	スペイン	31.79
9	グルジア	10.10	ラトビア	17.44	ギリシャ	31.30
10	スリランカ	9.97	ベルギー	17.40	キューバ	31.09
11	ドイツ	9.72	クロアチア	17.31	ﾎﾞｽﾆｱ・ﾍﾙﾂｪｺﾞﾋﾞﾅ	30.39
12	ノルウェー	9.68	スイス	17.25	ブルガリア	30.33
13	スイス	9.49	フィンランド	17.19	スロベニア	30.20
14	リトアニア	9.42	スペイン	17.16	ポーランド	29.93
15	デンマーク	9.13	エストニア	17.05	オーストリア	29.40
16	ニュージーランド	8.96	フランス	16.96	ルーマニア	28.46

-2- 世帯構成の変化

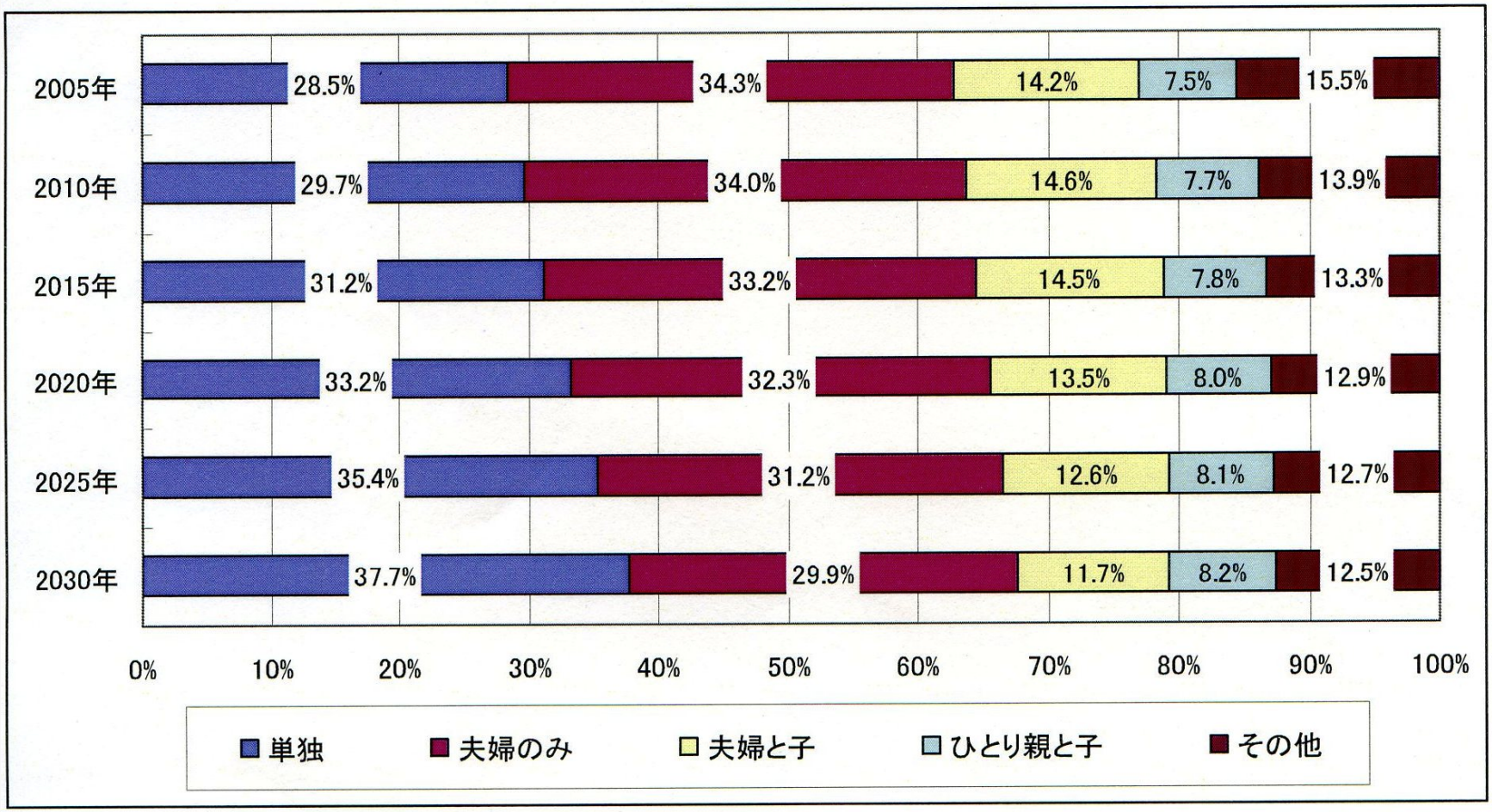
- 少人数の世帯が増加、平均世帯人員の縮小
- 「単独世帯」「ひとりおやと子から成る世帯」の増加

○家族類型別一般世帯数および割合の将来推計（全年齢）

指標	2005（平成 17）年		2030（平成 42）年	指数（2005 年=100）
家族類型別世帯数				
単独世帯	1446 万世帯	→	1824 万世帯	126
夫婦のみの世帯	964 万世帯	→	939 万世帯	97
夫婦と子から成る世帯	1465 万世帯	→	1070 万世帯	73
ひとり親と子から成る世帯	411 万世帯	→	503 万世帯	122
その他の一般世帯	621 万世帯	→	544 万世帯	88
家族類型別割合	（100.0%）		（100.0%）	
単独世帯	29.5%	→	37.4%	
夫婦のみの世帯	19.6%	→	19.2%	
夫婦と子から成る世帯	29.9%	→	21.9%	
ひとり親と子から成る世帯	8.4%	→	10.3%	
その他の一般世帯	12.7%	→	11.2%	

資料：「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成 20 年 3 月推計、国立社会保障・人口問題研究所）

○世帯主 65 歳以上の世帯の家族類型別世帯数割合の将来推計



資料:「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(平成 20 年 3 月推計、国立社会保障・人口問題研究所)

–3– 晩婚化、未婚化の進行

- **初婚 2008年 夫30．2歳 妻28.5歳**

全婚姻および初婚の平均婚姻年齢：1899～2008年

（歳）

年次	全婚姻			初婚			年次	全婚姻			初婚		
	夫	妻	年齢差	夫	妻	年齢差		夫	妻	年齢差	夫	妻	年齢差
1899	27.6	23.0	4.6	…	…	…	1978	28.5	25.7	2.8	27.6	25.1	2.5
1900	27.7	23.1	4.6	…	…	…	1979	28.6	25.8	2.8	27.7	25.2	2.5
1905	28.6	24.0	4.6	…	…	…	1980	28.7	25.9	2.8	27.8	25.2	2.6
1910	28.7	24.0	4.7	27.0	23.0	4.0	1981	28.9	26.0	2.8	27.9	25.3	2.6
1915	29.1	24.3	4.8	27.4	23.2	4.2	1982	29.0	26.1	2.9	28.0	25.3	2.7
1920	29.2	24.2	5.0	27.4	23.2	4.2	1983	29.0	26.1	2.9	28.0	25.4	2.7
1925	28.8	24.0	4.8	27.1	23.1	4.0	1984	29.1	26.2	2.9	28.1	25.4	2.7
1930	28.9	24.1	4.8	27.3	23.2	4.1	1985	29.3	26.4	2.9	28.2	25.5	2.7
1935	29.0	24.6	4.4	27.8	23.8	4.0	1986	29.5	26.5	2.9	28.3	25.6	2.7
1940	30.0	24.9	5.1	29.0	24.6	4.4	1987	29.6	26.7	2.9	28.4	25.7	2.7
1947	…	…	…	26.1	22.9	3.2	1988	29.7	26.8	2.9	28.4	25.8	2.6
1950	…	…	…	25.9	23.0	2.9	1989	29.8	26.9	2.9	28.5	25.8	2.6
1955	27.7	24.3	3.4	26.6	23.8	2.8	1990	29.7	26.9	2.8	28.4	25.9	2.5
1960	28.1	24.8	3.3	27.2	24.4	2.8	1991	29.6	26.9	2.8	28.4	25.9	2.5
1961	28.1	24.8	3.3	27.3	24.5	2.8	1992	29.7	27.0	2.7	28.4	26.0	2.4
1962	28.1	24.8	3.3	27.3	24.5	2.8	1993	29.7	27.1	2.6	28.4	26.1	2.3
1963	28.1	24.8	3.3	27.3	24.5	2.8	1994	29.8	27.2	2.6	28.5	26.2	2.3
1964	28.1	24.8	3.3	27.3	24.4	2.9	1995	29.8	27.3	2.5	28.5	26.3	2.2
1965	28.1	24.9	3.2	27.2	24.5	2.7	1996	29.9	27.5	2.4	28.5	26.4	2.1
1966	28.1	24.9	3.2	27.3	24.5	2.8	1997	29.9	27.6	2.3	28.5	26.6	1.9
1967	28.0	24.9	3.1	27.2	24.5	2.7	1998	30.0	27.7	2.3	28.6	26.7	1.9
1968	27.9	24.8	3.1	27.2	24.4	2.8	1999	30.2	27.9	2.3	28.7	26.8	1.9
1969	27.8	24.7	3.1	27.1	24.3	2.8	2000	30.4	28.2	2.2	28.8	27.0	1.8
1970	27.6	24.6	3.0	26.9	24.2	2.7	2001	30.6	28.4	2.2	29.0	27.2	1.8
1971	27.5	24.5	3.0	26.8	24.2	2.6	2002	30.8	28.6	2.2	29.1	27.4	1.8
1972	27.4	24.7	2.7	26.7	24.2	2.5	2003	31.2	29.0	2.2	29.4	27.6	1.8
1973	27.4	24.7	2.7	26.7	24.3	2.4	2004	31.5	29.2	2.3	29.6	27.8	1.8
1974	27.6	25.0	2.6	26.8	24.5	2.3	2005	31.7	29.4	2.3	29.8	28.0	1.8
1975	27.8	25.2	2.6	27.0	24.7	2.3	2006	32.0	29.6	2.4	30.0	28.2	1.8
1976	28.0	25.4	2.6	27.2	24.9	2.3	2007	32.1	29.8	2.3	30.1	28.3	1.8
1977	28.2	25.6	2.6	27.4	25.0	2.4	2008	32.2	29.9	2.3	30.2	28.5	1.8

-4- 高学歴社会

2000年 高等教育 24.6% 中等教育 41.6% 初等教育 22.0%

性，教育程度別人口：1960～2000年

教育程度	人口（1,000人）					割合（%）				
	1960年[1)]	1970年	1980年	1990年	2000年	1960年[1)]	1970年	1980年	1990年	2000年
総数										
総数	65,352	79,512	89,482	100,799	108,225	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
卒業者	59,128	71,666	80,874	90,263	99,221	90.5	90.1	90.4	89.5	91.7
初等教育	41,192	41,097	34,470	28,615	23,808	63.0	51.7	38.5	28.4	22.0
中等教育	14,517	23,835	34,010	41,050	45,025	22.2	30.0	38.0	40.7	41.6
高等教育	3,418	6,689	12,235	19,172	26,575	5.2	8.4	13.7	19.0	24.6
在学者	4,781	7,245	8,299	10,318	8,845	7.3	9.1	9.3	10.2	8.2
未就学者	1,432	601	308	218	159	2.2	0.8	0.3	0.2	0.1
男										
総数	31,542	38,512	43,442	48,956	52,503	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
卒業者	28,516	34,362	38,843	43,393	47,784	90.4	89.2	89.4	88.6	91.0
初等教育	19,313	18,998	15,822	13,000	10,692	61.2	49.3	36.4	26.6	20.4
中等教育	6,547	10,732	15,401	18,903	21,032	20.8	27.9	35.5	38.6	40.1
高等教育	2,656	4,612	7,546	10,813	14,070	8.4	12.0	17.4	22.1	26.8
在学者	2,715	4,003	4,508	5,492	4,664	8.6	10.4	10.4	11.2	8.9
未就学者	305	147	90	71	56	1.0	0.4	0.2	0.1	0.1
女										
総数	33,810	41,001	46,040	51,842	55,721	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
卒業者	30,612	37,304	42,031	46,870	51,437	90.5	91.0	91.3	90.4	92.3
初等教育	21,879	22,098	18,648	15,615	13,116	64.7	53.9	40.5	30.1	23.5
中等教育	7,971	13,103	18,609	22,147	23,993	23.6	32.0	40.4	42.7	43.1
高等教育	762	2,077	4,689	8,359	12,505	2.3	5.1	10.2	16.1	22.4
在学者	2,066	3,242	3,791	4,825	4,182	6.1	7.9	8.2	9.3	7.5
未就学者	1,127	455	218	147	103	3.3	1.1	0.5	0.3	0.2

総務省統計局『国勢調査報告』による15歳以上の人口。卒業者総数に学校の種類不詳を含む。初等教育は小学校・中学校・高小（旧青年学校を含む）を，中等教育は高校・旧中を，高等教育は短大・高専・大学・大学院をそれぞれ卒業した者。1)沖縄県は含まない。

−5−地域間格差の広がり

①過疎自治体

- 全国1777市町村中
- 730市町村(41.1%)
- 人口127,767,994人中
  10,564,041人（8.3%）

②人口集中地区

人口84,331,415人(66.0%)

面積12,56キロヘクタール中3.3 キロヘクタール

都道府県別過疎地域市町村の状況：2009年

都道府県	市町村数1)	過疎地域市町村数					国勢調査人口(2005年)		
		市	町	村	計	過疎市町村割合（%）	全市町村	過疎地域市町村	過疎市町村割合（%）
全国	1,777	257	355	118	730	41.1	127,767,994	10,564,041	8.3
北海道	180	20	109	12	141	78.3	5,627,737	1,268,608	22.5
青森	40	7	11	6	24	60.0	1,436,657	275,592	19.2
岩手	35	8	7	2	17	48.6	1,385,041	384,032	27.7
宮城	36	4	3	0	7	19.4	2,360,218	332,891	14.1
秋田	25	11	6	2	19	76.0	1,145,501	626,015	54.6
山形	35	3	12	3	18	51.4	1,216,181	337,843	27.8
福島	59	4	12	7	23	39.0	2,091,319	231,922	11.1
茨城	44	2	2	0	4	9.1	2,975,167	66,246	2.2
栃木	30	1	2	0	3	10.0	2,016,631	41,449	2.1
群馬	38	5	3	4	12	31.6	2,024,135	48,651	2.4
埼玉	70	1	2	0	3	4.3	7,054,243	74,682	1.1
千葉	56	2	1	0	3	5.4	6,056,462	61,749	1.0
東京	39	0	1	4	5	12.8	12,576,601	15,485	0.1
神奈川	33	−	−	−	−	−	8,791,597	−	−
新潟	31	9	4	2	15	48.4	2,431,459	423,686	17.4
富山	15	2	0	0	2	13.3	1,111,729	61,787	5.6
石川	19	5	3	0	8	42.1	1,174,026	131,839	11.2
福井	17	2	4	0	6	35.3	821,592	31,261	3.8
山梨	28	6	6	3	15	53.6	884,515	79,488	9.0
長野	80	7	7	20	34	42.5	2,196,114	137,863	6.3
岐阜	42	8	3	2	13	31.0	2,107,226	155,928	7.4
静岡	37	4	4	0	8	21.6	3,792,377	67,463	1.8
愛知	61	2	2	1	5	8.2	7,254,704	84,126	1.2
三重	29	3	4	0	7	24.1	1,866,963	96,961	5.2
滋賀	26	1	1	0	2	7.7	1,380,361	6,241	0.5
京都	26	4	3	0	7	26.9	2,647,660	96,241	3.6
大阪	43	−	−	−	−	−	8,817,166	−	−
兵庫	41	6	3	0	9	22.0	5,590,601	177,488	3.2
奈良	39	2	2	10	14	35.9	1,421,310	84,740	6.0
和歌山	30	2	10	1	13	43.3	1,035,969	231,401	22.3
鳥取	19	1	7	0	8	42.1	607,012	50,628	8.3
島根	21	8	10	1	19	90.5	742,223	347,588	46.8
岡山	27	11	5	2	18	66.7	1,957,264	307,711	15.7
広島	23	11	5	0	16	69.6	2,876,642	304,380	10.6
山口	20	9	4	0	13	65.0	1,492,606	356,366	23.9
徳島	24	3	9	1	13	54.2	809,950	141,949	17.5
香川	17	2	4	0	6	35.3	1,012,400	54,513	5.4
愛媛	20	9	8	0	17	85.0	1,467,815	353,209	24.1
高知	34	7	16	4	27	79.4	796,292	200,945	25.2
福岡	66	7	8	3	18	27.3	5,049,908	290,017	5.7
佐賀	20	5	2	0	7	35.0	866,369	89,443	10.3
長崎	23	10	4	0	14	60.9	1,478,632	370,049	25.0
熊本	47	7	13	7	27	57.4	1,842,233	541,837	29.4
大分	18	13	2	1	16	88.9	1,209,571	481,563	39.8
宮崎	28	7	7	3	17	60.7	1,153,042	266,517	23.1
鹿児島	45	15	20	4	39	86.7	1,753,179	666,706	38.0
沖縄	41	1	4	13	18	43.9	1,361,594	108,942	8.0

総務省自治行政局「過疎対策の現況」平成20年度版による。人口は総務省統計局「国勢調査報告」による。市町村数は平成21年4月1日現在。
1)東京都特別区は市数に含まない。

Ⅲ　どこに焦点を当てるか



−1−地域で貧困層の要求実現をはかる

- ①どれだけの貧困者がいるか、どの世帯に貧困層がいるか－2004年調査－
- 1、全世帯の15.3%が貧困層（生活保護基準並み）に当たる
- 2、高齢者世帯の42.7%が貧困層である
- 3、高齢者世帯の単独世帯（男44.0%、女63.7%）に貧困層が　　多い。
- 4、若年の単独世帯（29歳以下　男66.1%、女63.1%　30～39歳　女42.6%）に貧困層が多い
- 5、勤労世帯の内、短期雇用者世帯（34.4%）、雇用人なしの自営業者世帯（25.4%）、企業規模30人未満の常用雇用世帯（17.7%）と貧困層が多い

②「不利になる人々」（岩田正美日本女子大学教授の研究）

- 貧困層の特徴を別の角度から分析すると、中卒者・未就学者、高卒退学者の低学歴層（24～64歳の労働力人口中15%、827万人）に多い、また、結婚しない未婚継続者（晩婚化・非婚化は、結婚したくない男性が増えたために生じたのでなく、フリーターや無業者が増える中で結婚したくてもできない人が増えたためといえる）にも多く、離婚（低学歴の妻と非正規雇用もしくは無職の夫という組み合わせで離婚が多い）した女性（労働市場における地位の低さ、パート労働）に多い。つまり低学歴で、中高年の未婚男性、高齢単身女性、シングルマザー等が「不利になる人々」（貧困）になる確率が高い。

③貧困の地域的偏在

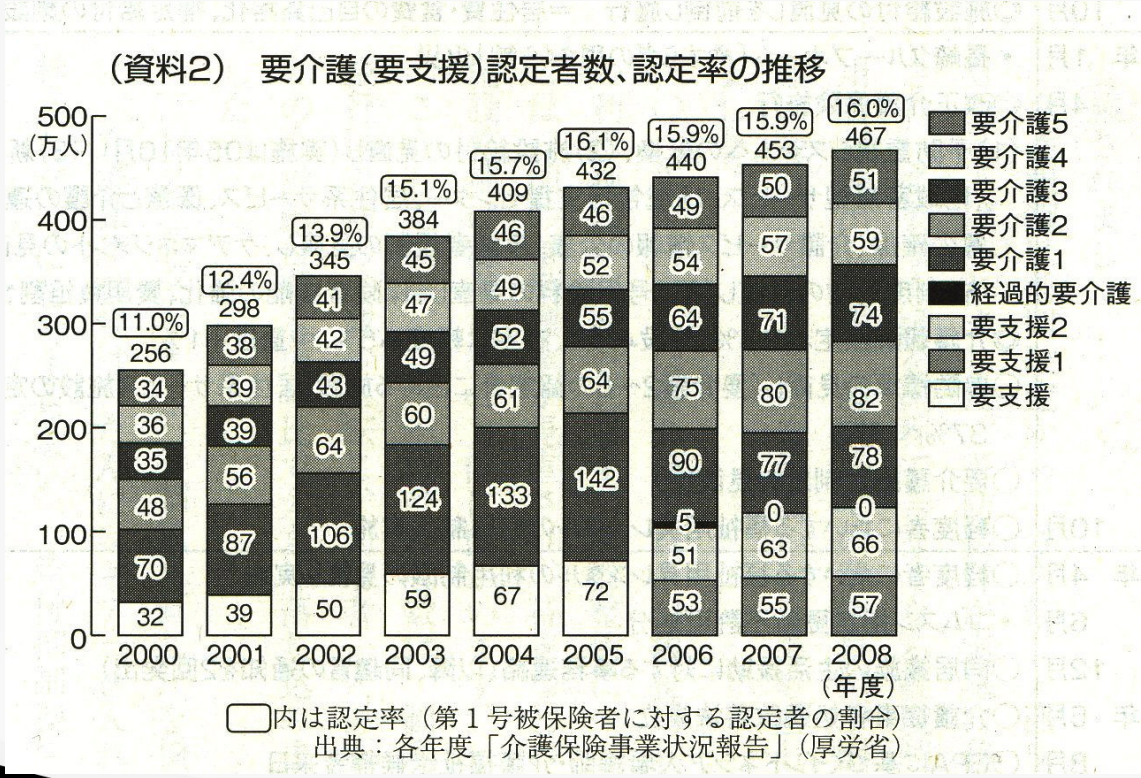
- 貧困層は、低所得者が多く、失業率が高く、教育水準が低く、質の悪い住宅が多く、犯罪発生率が高いなどの指標によって、地域的な偏在傾向が存在する。



改善すべき貧困地域での住宅状態

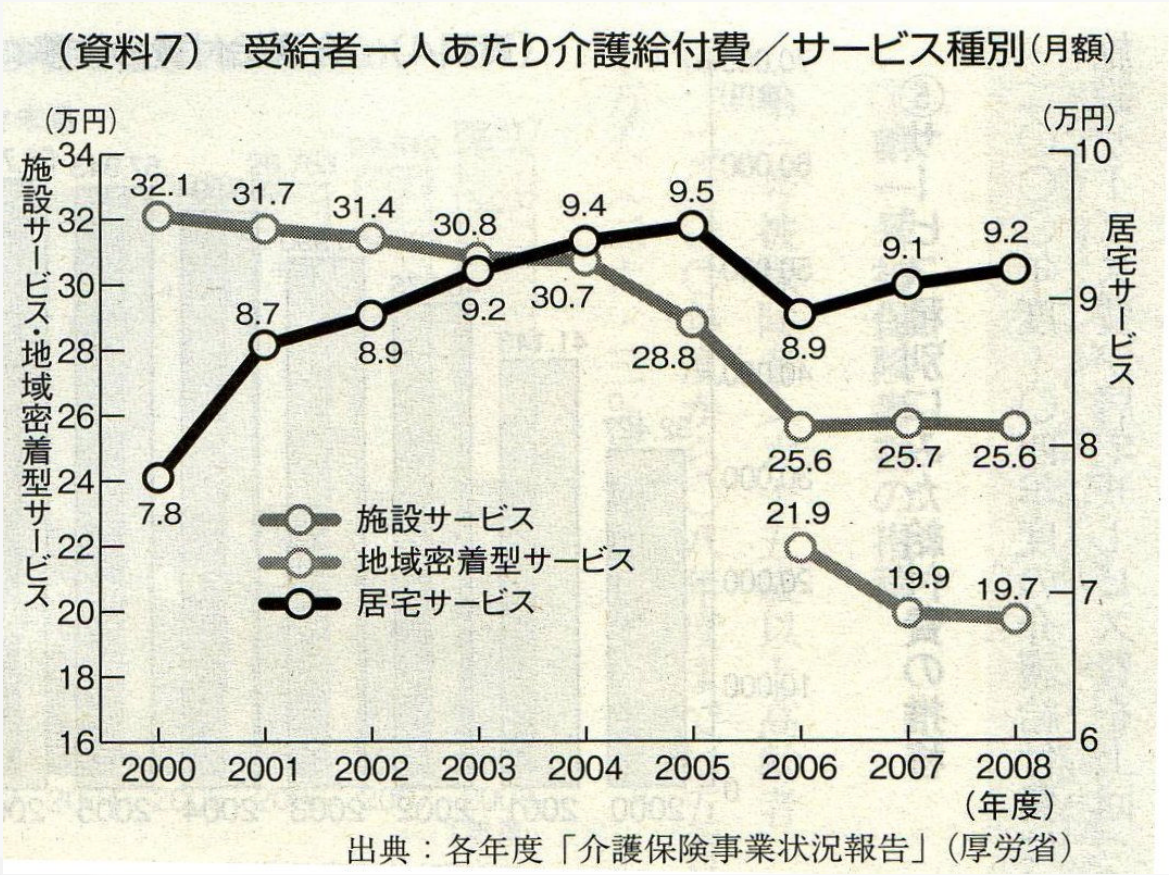
–2–利用したくても重い負担が足かせの介護問題

- ①増え続ける要介護(要支援) 認定者、認定率
- 　要介護(要支援) 認定者は、2000年度から2008年度までに1・8倍となった。65歳高齢者に対する認定者の割合は、2008年度16.0%である。



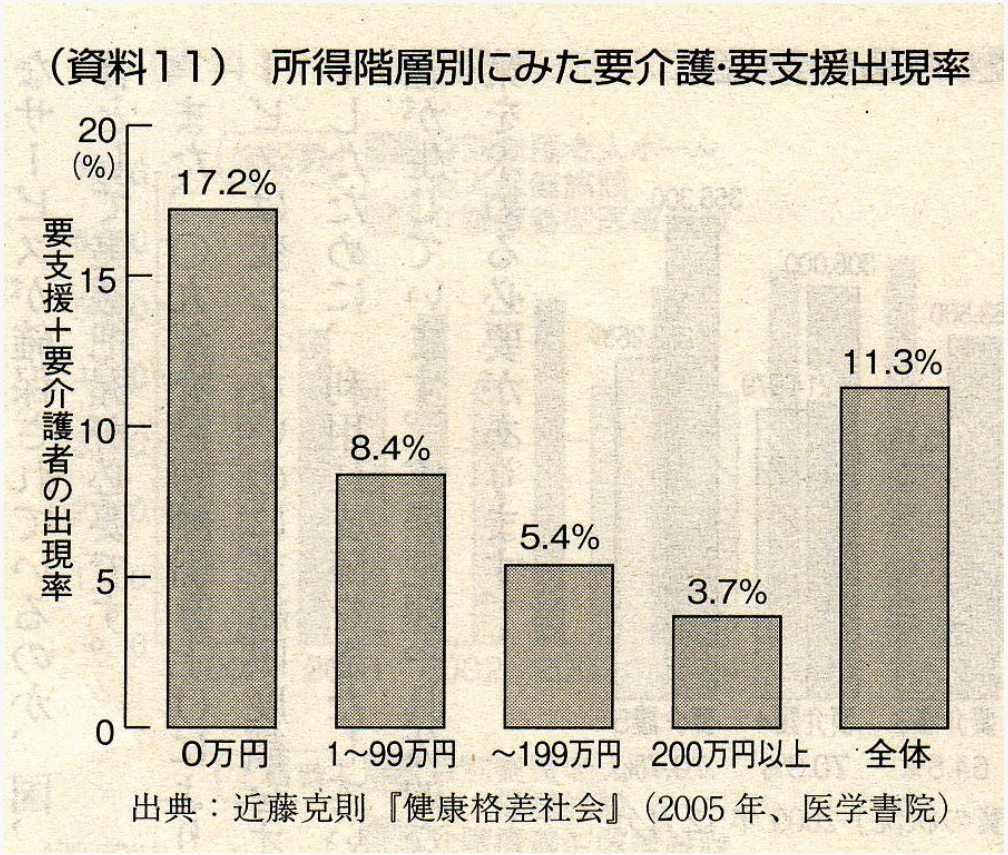
②減少傾向にある受給者1人当たりの給付費

受給者1人当たりの給付費は、2000年度以降、一貫して減少傾向にあるが、13万円台にある。この原因は、政府の主導による法改定・制度見直しによる。2000年度に比べ月額2万数千円も減少している。



③低所得層ほど介護が必要

所得が低い層ほど要介護（要支援）状態になりやすい。そのため、低所得者ほど介護保険の利用が必要だが、重い費用負担が足かせになり、必要なサービスが利用できない。



④増大し続ける特養待機者

- 特養待機者は、42万人を超え、待機者のうち在宅待機者は19・8万人（47%）、要介護4・5の重度者が6・7万人となっている。



(資料20)　都道府県別特養待機者数
（09年12月集計）

都道府県名	入所申込者数	都道府県名	入所申込者数
北海道	22,420	滋賀県	8,051
青森県	5,700	京都府	5,610
岩手県	5,539	大阪府	10,379
宮城県	10,067	兵庫県	25,100
秋田県	2,727	奈良県	4,820
山形県	6,844	和歌山県	2,468
福島県	10,402	鳥取県	2,320
茨城県	4,807	島根県	5,941
栃木県	5,167	岡山県	6,770
群馬県	8,225	広島県	19,680
埼玉県	14,067	山口県	7,898
千葉県	16,646	徳島県	1,462
東京都	43,746	香川県	3,835
神奈川県	22,865	愛媛県	3,953
新潟県	18,044	高知県	2,574
富山県	1,489	福岡県	17,166
石川県	1,611	佐賀県	1,317
福井県	3,191	長崎県	3,936
山梨県	5,564	熊本県	10,277
長野県	4,793	大分県	3,945
岐阜県	13,053	宮崎県	3,150
静岡県	10,310	鹿児島県	6,639
愛知県	9,203	沖縄県	3,026
三重県	14,462	合　計	421,259

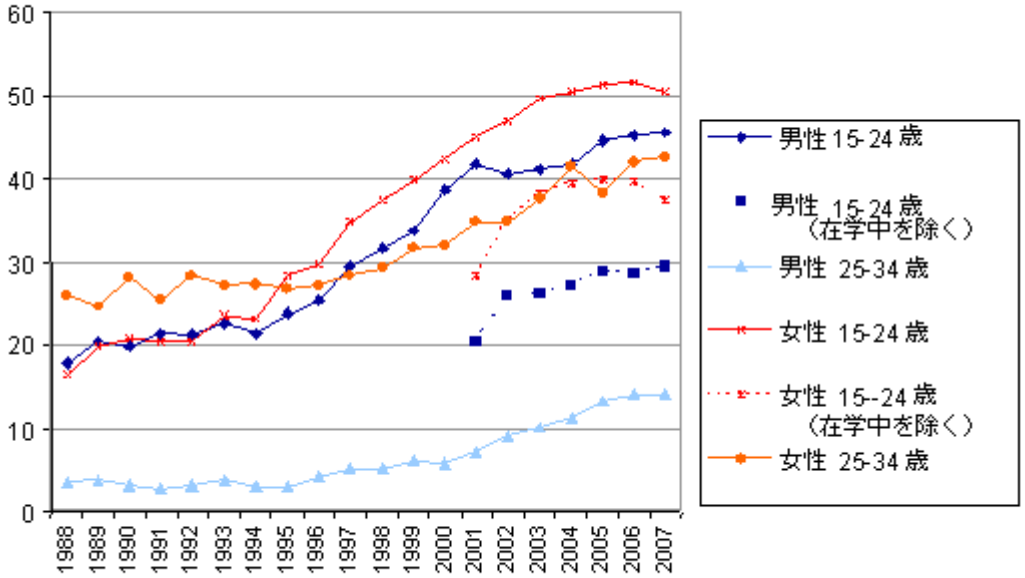
※次の府県については、各々の調査方法や基準により集計し、公表した数値を記載した。秋田県、富山県、石川県、長野県、愛知県、京都府、大阪府、和歌山県、岡山県、愛媛県、高知県、佐賀県、宮崎県、沖縄県

出典：厚労省資料から

ー3ー雇用問題・青年問題

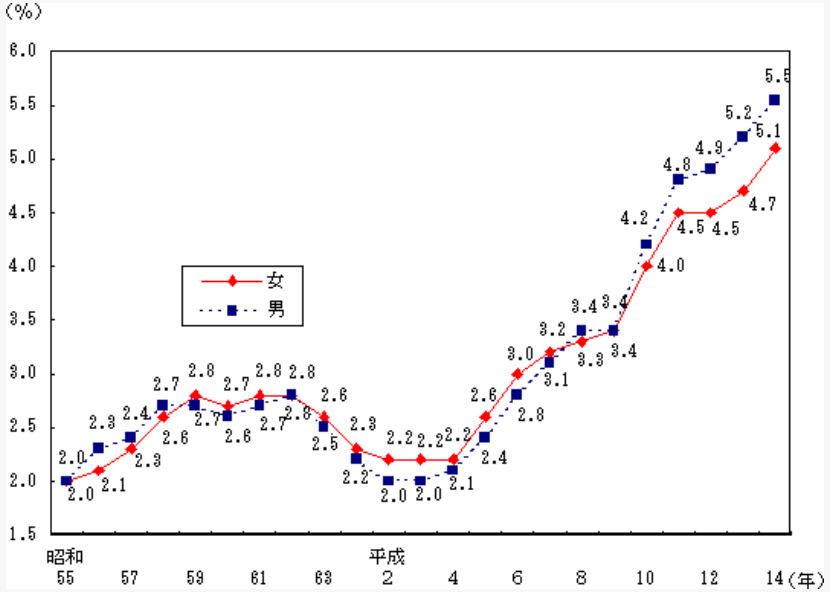
- ①政府が「労働法制の規制緩和」を押し進めた結果、非正規雇用が労働者の3人に1人、若者と女性では2人に1人にまで広がった。年収200万円に満たない労働者が1000万人を超える事態となっている。

図2　若年雇用者に占める非正規雇用割合(%)



出典：厚生労働省
注：2002年を境に調査月・方法が異なるので時系列比較には注意を要する

- ②失業率は、ここ数ヶ月を推移を見ても1月4.9%から5月5.2%と増加している。



失業率の推移



青年雇用集会

- ③いま若者たちは、就職難、派遣切り、ワーキング・プアなど、きびしい労働環境におかれ、将来への展望がもてない閉塞状況に追いやられている。若者の雇用問題は深刻である。

Ⅲ　これからの運動と組織の方向性について



①未来のない組織とは

- どんな組織でも、時代遅れ、独りよがり、画一的な体質ではいつしか消滅するしかない。「解同」は青年を育成して組織の存続をはかるとしているが、部落民の自覚やアイデンティティを基軸にした組織の再生では、魅力ある組織は生まれようがない。ここに「解同」がこんご組織的衰退へ向かう根拠がある。

②魅力ある組織とは

- 私たちは急いで魅力ある組織をつくらなければならない。このためには、魅力ある組織とはどんな性格を兼ね備えたものかを解明する必要がある。これまでの経験からも、
- 人間にとって、
- (a)楽しいところ、
- (b)生活を営むのに役立つところ、
- (c)生き甲斐のあるところ、
- (d)社会進歩に貢献しているところ、
- こういう側面を兼ね備えた組織とか場所とかには人はいつの時代でも集まってくる。

－2－発想の転換

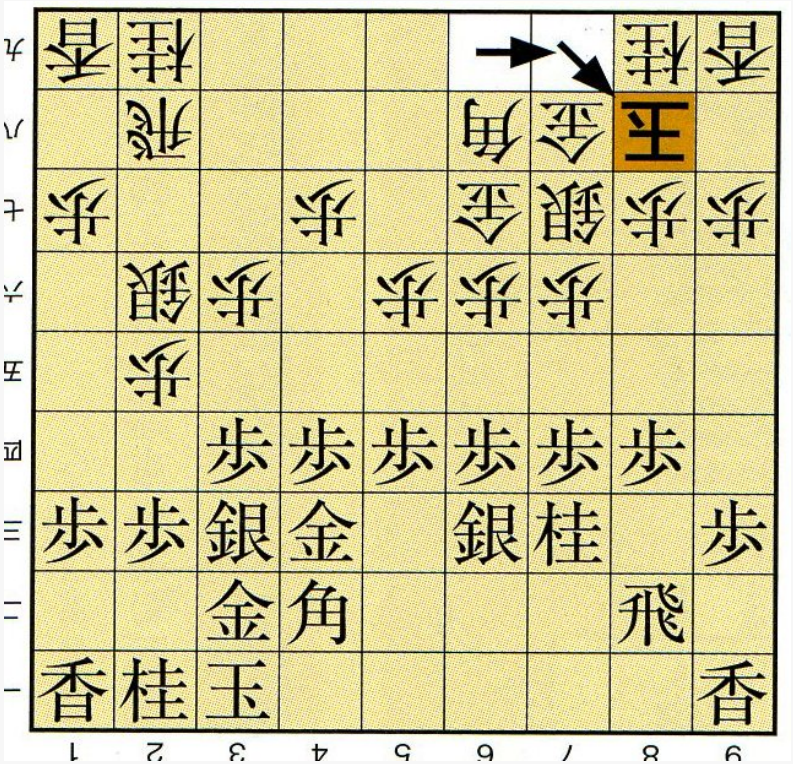
- ①名実ともに部落解放運動から地域人権運動への転換
- 　これまでの部落解放運動は、県下の部落と部落住民を対象にした運動を構築して、90年近く組織を作り運営してきた。この歴史的営みは貴重な財産を残すものとなった。社会問題としての部落問題が基本的に解決した状況のもとで、部落解放運動から地域人権運動へ発展的転換をはかることにした。しかし、発展的転換をはかって6年が経過したが、いまだ旧組織の残像による組織と運営がはかられてきた。これを名実ともに部落解放運動から地域人権運動への転換へ転換させなければならない。

②将棋型の運動から囲碁型の運動へ

いま運動の転換を図る上で、40年余に及ぶ甚目寺支部の活動から学ぶことが重要である。甚目寺支部は、県下の部落解放運動の拠点支部として、他の団体の地域支配を許さない立場から、何よりも数は力をモットーに将棋型の運動を織り込みながらも陣戦論を基本にした囲碁型の運動を展開してきた。甚目寺支部は、地域内でおおむね150世帯から200世帯の会員を組織し、さまざまな取り組みを行いながら毎月会費を集め機関紙を配布する粘り強い活動を行ってきた。地方選挙をはじめ各種選挙でも、政党支持の自由を守りながら、一定の重要な役割をはたしてきた。将棋型の運動論は、相手方の王のクビを採るためにのみ、すべての勢力を動員するもので、組織そのものが上意下達（じょういかたつ）式になりやすい弱点をもっている。これに対して囲碁型の運動論は、陣地内の勢力に気配りをしながら、つねに自らの陣地を拡大する性格をなしている。この結果、長年に及ぶ活動が血となり肉となって強固な民主的陣地を構築してきた。今度の参議院選挙でも影響を駆使する重要な役割を果たした。ここに風雪に強い囲碁型運動論の神髄がある。どんな困難な時期でもこれを跳ね返す力を維持することこそ必要である。少なからぬ支部が発展的転換後、組織が弱体化した重要な原因が将棋型運動に終始してきたことによる。

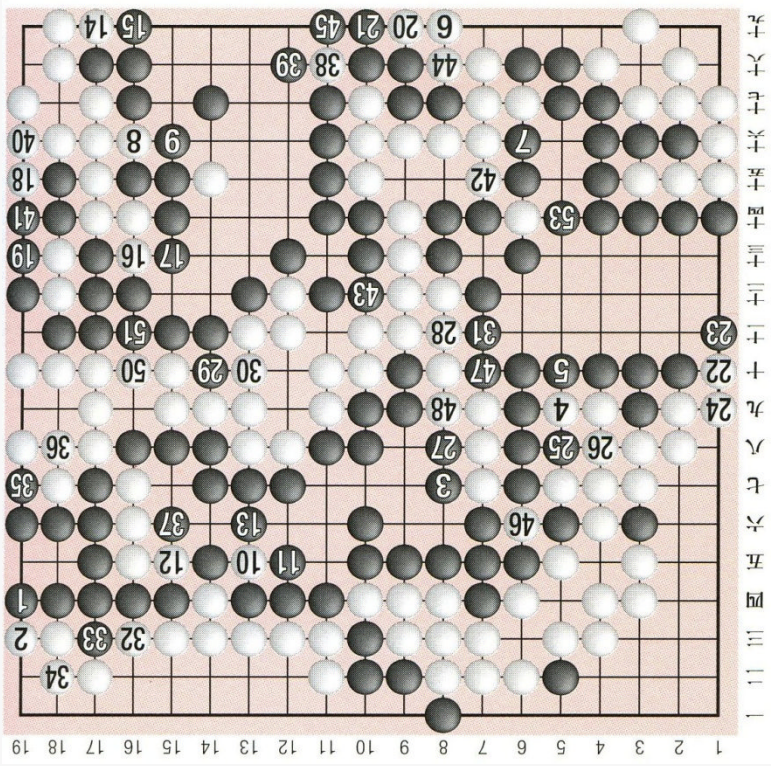
将棋型

- 「将棋」とは、２人で行うボードゲームであり、９×９の盤上にお互い8種類20個の駒を使い、相手の王を取り合うゲームです。駒は王（または玉）、飛車、角、金、銀、桂馬、香車、歩の8種類である。それぞれの駒には特徴があり、違った動きをする。将棋では、王を取られてると負けなので守りは大切な勝因になる。



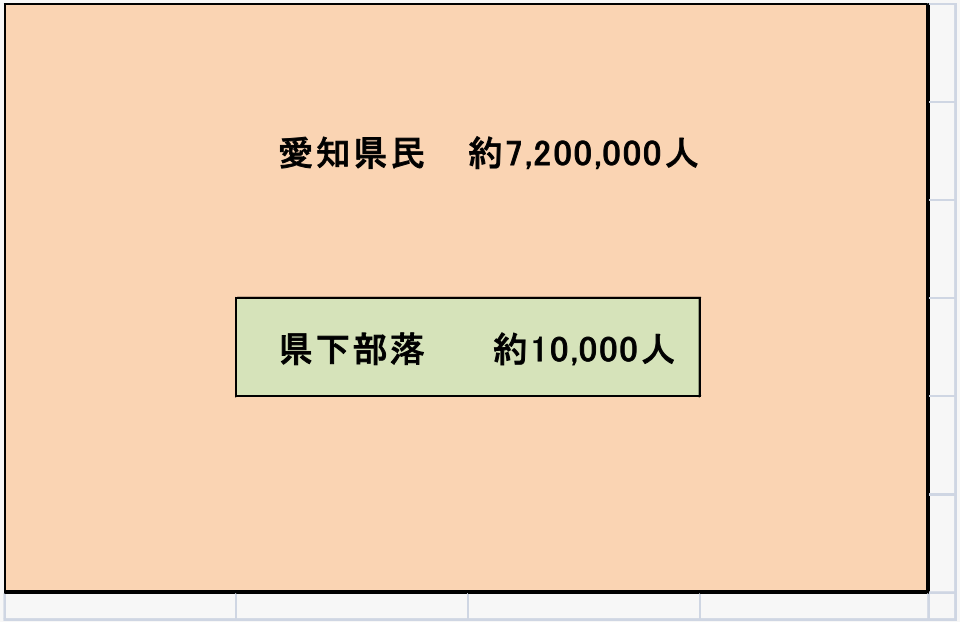
囲碁型

- 囲碁は黒と白が地の大小を争うゲームである。黒と白ができるだけ効率良く石を配置して、相手が地を作りにくくして、自分はできるだけ大きな地を確保しようとする。ポイントは石の死活である。相手の石を取り囲むと、それを捕虜（これをハマという）として取り上げることが出来る。逆に、相手が囲おうとしているところに石を突入させて（打ち込み）生きてしまえば、そこは自分の地となる。地の面積とハマ（捕虜）の数の和の大小によって勝敗を争う。



③全県民を対象にした組織と運営へ

旧組織が構築した財産を活かしながらも、全県民を対象にした地域人権の実現をめざす組織と運営へ衣替えをはかる。そのために愛知地域人権連合の規約の見直しを行い、新しい人材を育成し、大きく強い組織を築き上げる。各自治体に愛知地域人権連合の支部を建設し、名実ともに全県的な組織に成長させる。今後の部落問題は、ゆがんだ啓発や特定団体の自治体への横やり、教育介入など、是正すべき課題と正しい部落問題の普及を重点にした取り組みにしていく。



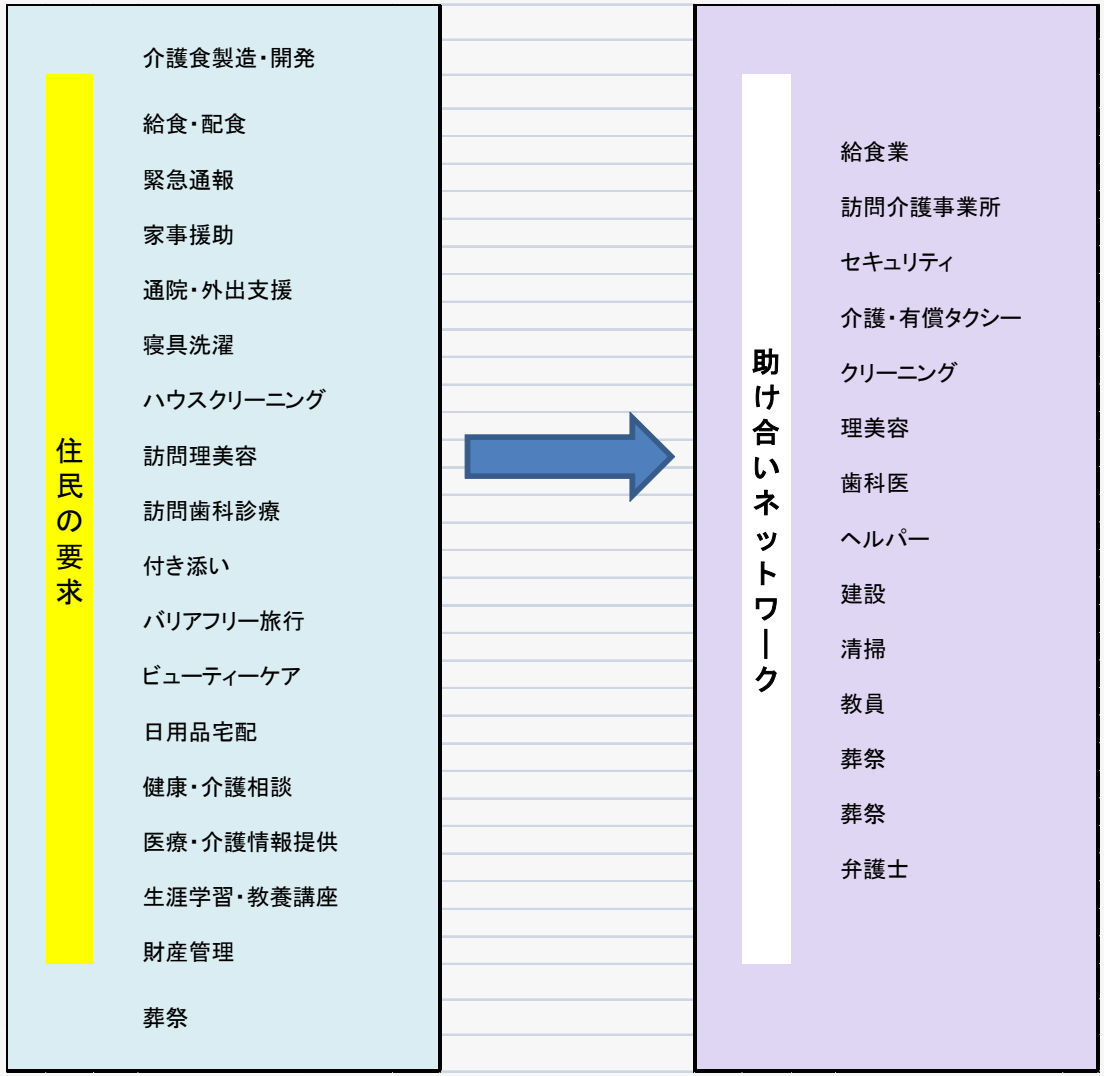
④潜在力の発揮

さまざまな団体や事業所が社会的貢献を果たそうと活動している。しかし、零細業者の異業種間ネットワークなどはあっても、地域づくりのための本格的なネットワークは存在しない。ここには潜在力を発揮する魅力への理解不足やセンター的役割をはたす陣容などが欠如しているからである。さまざまな団体や事業所が個々バラバラに活動しているのが現状である。

こうした状況を打開するためには、専門性と事業性を兼ね備えた諸組織を束ね、住民のどんなニーズにも応えていく必要がある。こうしたニーズに応える住民の生活と権利を守るためのネットワークが必要になっている。たとえば、高齢者生活支援の問題一つをとっても、介護保険外のサービスとして、介護食製造・開発、給食・配食、緊急通報・家事援助、通院・外出支援・寝具洗濯、ハウスクリーニング、訪問理美容、訪問歯科診療、付き添い、患者移送、バリアフリー旅行、ビューティーケア、日用品宅配、健康・介護相談、医療・介護情報提供、生涯学習・教養講座、財産管理、葬祭など、要介護者の生活を支えるだけでなく、元気な高齢者の豊かな生活のために必要な多くのサービスがある。これらに応えようとすれば、給食業者、訪問介護事業所、セキュリティ、介護・有償タクシー、クリーニング業者、理美容、歯科医、ヘルパー、建設業者、旅行業者、清掃、教員、葬祭、弁護士など、多様な専門集団のネットワーク作りが必要になる。

こうした要求に応えるためには、いまある団体や事業所との連携、ネット事業への参入のみでなく、新たな仕事おこしによる事業化も必要になる。

住民要求とネットワーク



Ⅲ　今後の活動方向

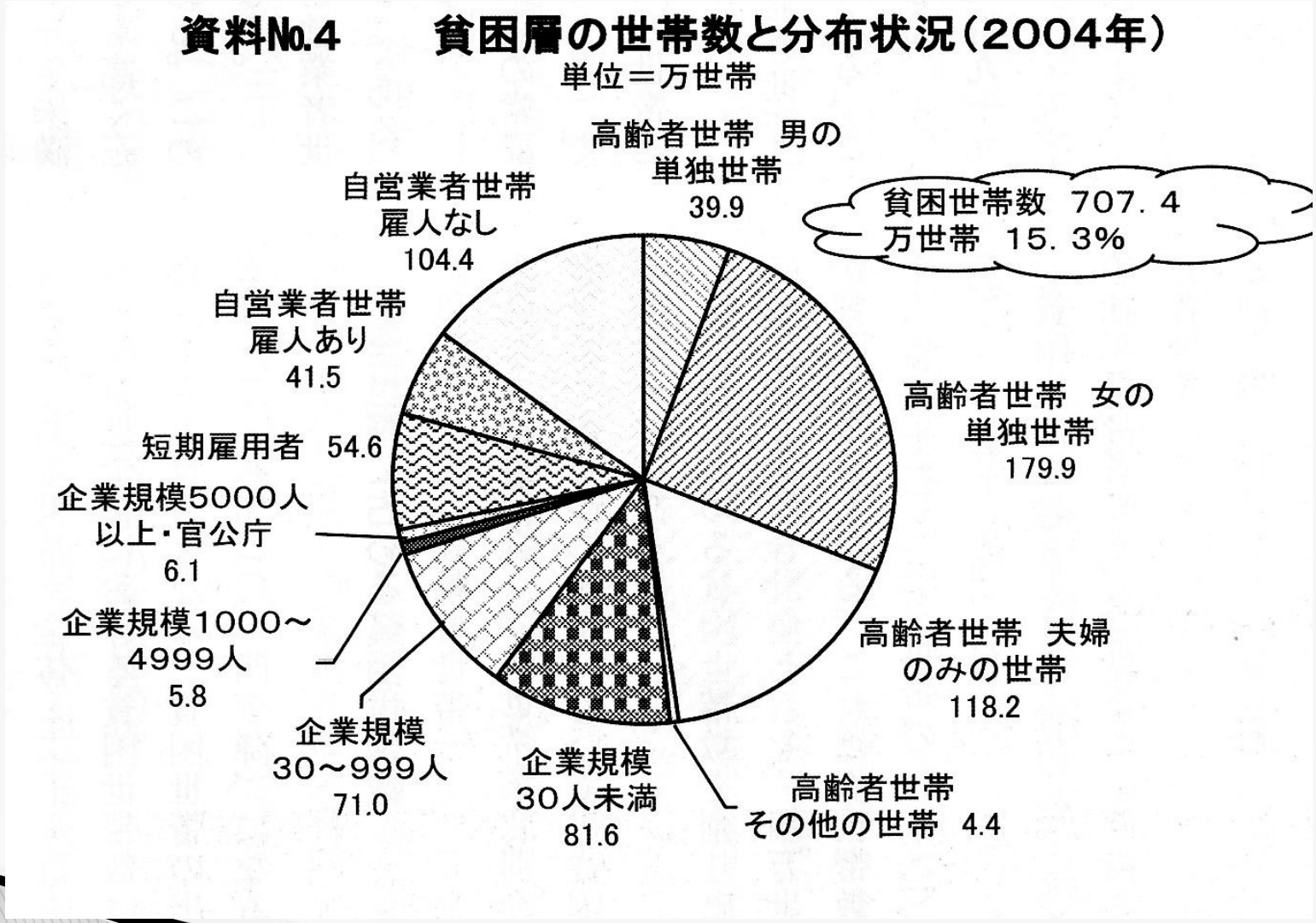
- ①10の取り組み
- ②満遍ない世代の結集
- ③要求の事業化
- ④ネットワークづくり
- ⑤地域拠点



①貧困者の組織化

　生活保護受給者は、1956年以来最高の180万人にのぼるが、厚生労働省の推計によれば、生活保護基準未満の低所得世帯のうち、実際に保護を受給できているのは15.3%にすぎない。この狭間にある低所得者の生活保護の受給運動を人権の観点から実施していく。そのために、高齢者単独世帯をはじめ高齢者世帯、若年層の単独世帯など、低所得層が集住する公営住宅、民間借家などでの宣伝活動と生活相談活動を計画的に実施する。また、生活保護の相談に対応できる相談員制度を確立し、生活保護法の研修などを弁護士などの専門家の協力を得て実施する。また、若年層、母子・父子世帯などの受給者に対して自立支援のための援助を公的機関の協力も得て実施する。

貧困層の内容


資料No.4　貧困層の世帯数と分布状況（2004年）
単位＝万世帯
高齢者世帯　男の単独世帯 39.9
貧困世帯数　707．4万世帯　15．3%
自営業者世帯 雇人なし 104.4
自営業者世帯 雇人あり 41.5
短期雇用者　54.6
企業規模5000人以上・官公庁 6.1
企業規模1000～4999人 5.8
企業規模30～999人 71.0
企業規模30人未満 81.6
高齢者世帯 その他の世帯　4.4
高齢者世帯　夫婦のみの世帯 118.2
高齢者世帯　女の単独世帯 179.9

②介護要求と事業化

介護に係わる要求は、多様さ、切実さ、困難さが特徴である。要求実現には、行政側に対応を迫るだけでは不十分であり、認定希望者、要介護者（要支援者）、その家族などの具体的な要求に耳を傾け、その実現のために事業化しなければならない場合には、営利・非営利を問わず、介護事業所の立ち上げなどを支援・援助していく。その際に事業所が遵守すべき「介護憲章」（今後作成）に賛同し、ネットワークの一員として運営をはかるようにする。介護事業所の事業協同組合または任意のニットワークの組織化を検討する。

(1)NPOによる福祉移送サービス・介護タクシーの事業認可を得て尾張部及び三河部の2ヶ所で立ち上げを計画する。そのために、「有限会社オフィスたんば」が申請・認可された経験に学びながら、ここの連携のもとで事業担当者の教育・研修を実施し、円滑な運営をはかる。

(2)NPO、営利法人などによる介護事業所の開設を計画する。その事業内容は、居宅介護支援事業所と訪問介護事業所の2居宅介護を検討する。

介護事業所種別収益状況

厚生労働省「平成17年度介護事業経営実態調査」より

(2)居宅サービス事業所

(単位:千円)

		訪問介護		訪問入浴介護		訪問看護ステーション		通所介護		通所リハビリテーション	
I 介護事業収益	(1) 介護料収益	2,953	99.9%	1,589	100.0%	2,274	100.2%	4,491	96.9%	5,969	96.2%
	(2) 保険外の利用料収益	3	0.1%	1	0.1%	1	0.1%	144	3.1%	244	3.9%
	(3) 補助金収入	18	0.6%	7	0.5%	−	−	49	1.1%	−	−
	(4) 国庫補助金等特別積立金取崩額	8	0.3%	2	0.1%	−	−	18	0.4%	−	−
	(5) 介護報酬査定減	−1	0.0%	−1	0.0%	−6	−0.3%	−1	0.0%	−6	−0.1%
	(6) その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
II 介護事業費用	(1) 給与費	2,482	84.0%	1,383	87.0%	1,765	77.8%	2,788	60.2%	3,336	53.7%
	(2) 減価償却費	39	1.3%	38	2.4%	36	1.6%	280	6.0%	348	5.6%
	(3) その他	420	14.2%	283	17.8%	320	14.1%	1,220	26.3%	1,423	22.9%
III 介護事業外収益	借入金利息補助金収入	2	0.1%	0	0.0%	−	−	8	0.2%	−	−
IV 介護事業外費用	借入金利息	13	0.5%	6	0.4%	17	0.7%	37	0.8%	165	2.7%
V 特別損失	会計区分外繰入金支出;本部費繰入(役員報酬等)	33	1.1%	41	2.6%	−	−	34	0.7%	−	−
〈補助金を含まない収益ベース〉											
収益A((1)=I−I(4)−I(3))		2,954	100.0%	1,590	100.0%	2,269	100.0%	4,633	100.0%	6,208	100.0%
費用A((2)=II−I(4)+IV+V)		2,979	100.8%	1,749	110.1%	2,139	94.2%	4,341	93.7%	5,271	84.9%
損益A((3)=(1)−(2))		−25	−0.8%	−160	−10.1%	131	5.8%	292	6.3%	937	15.1%
〈補助金を含む収益ベース〉											
収益B((4)=I−I(4)+III)		2,975	100.0%	1,597	100.0%			4,690	100.0%		
損益B((5)=(4)−(2))		−4	−0.1%	−152	−9.5%			349	7.4%		
1施設あたり平均実利用者・定員数		62.8		29.2		52.7		31.0		36.0	
施設・事業所数		1,950		340		831		1,910		505	

※1事業所1月あたりの損益である。
※訪問看護ステーションの数字は、介護保険適用部分の損益である。
※通所リハビリテーションの数字は、老人保健施設併設の損益である。

③生活支援の事業化

- 高齢者の単独世帯や夫婦のみ世帯の激増などによって、生活を支える支援事業（家事支援、家と家周りの支援、子育て支援、高齢者支援、障害者支援など）が地域で重要な課題となっている。

  この事業化と関連して日雇雇用保険の適応事業所となり、この制度活用による運営をはかることが円滑な事業化の一助となる。その際に、まだまだ働ける高齢者の参加を勝ち取ることが大切である。

「福祉ビジネス」と言われている内容

「介護ビジネス経営戦略」宣賢奎より

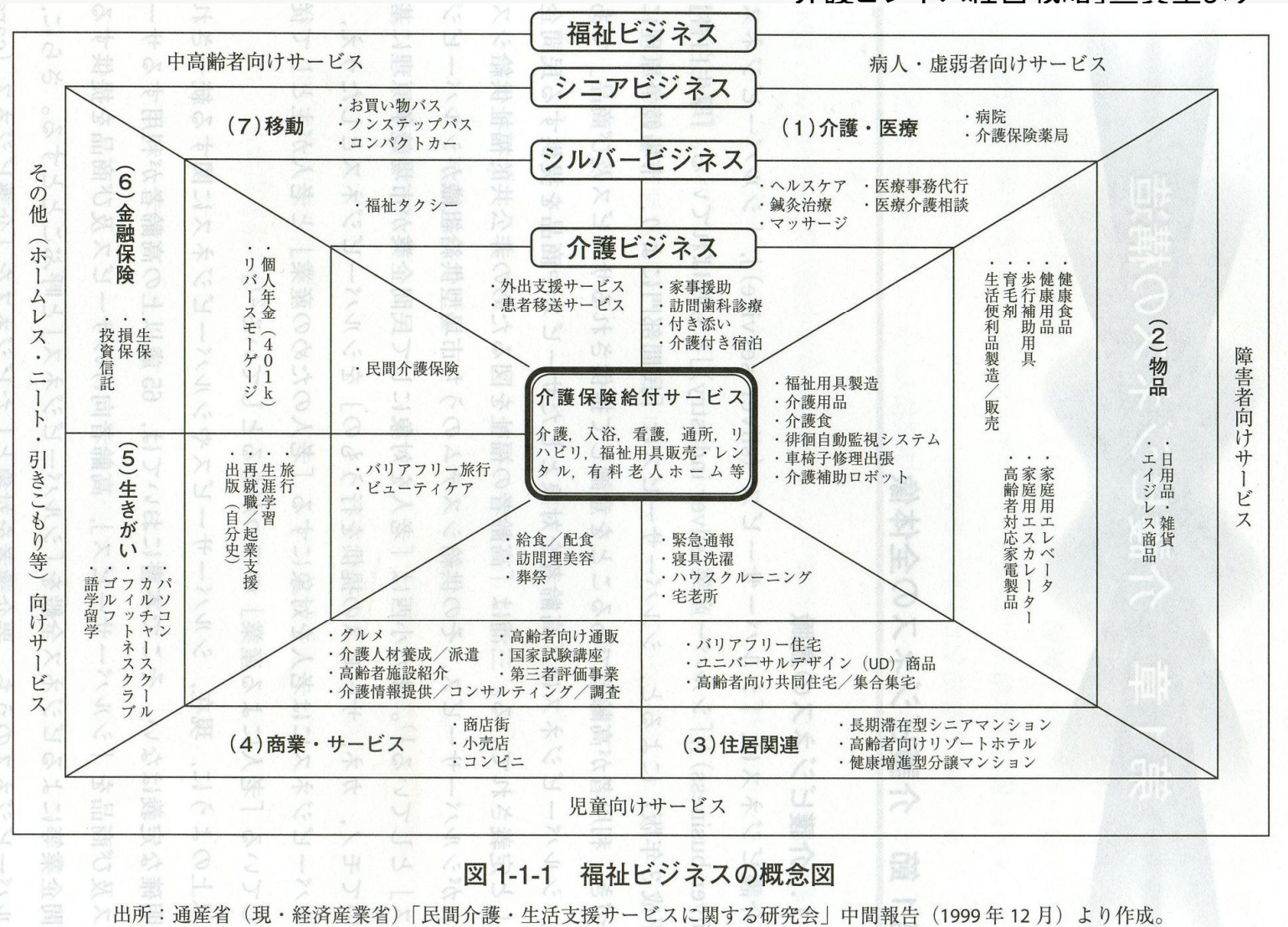


図 1-1-1　福祉ビジネスの概念図

出所：通産省（現・経済産業省）「民間介護・生活支援サービスに関する研究会」中間報告（1999 年 12 月）より作成。

④就労支援と訓練制度

(1)職業訓練を充実・強化し、新しい仕事に就けるように相談体制の整備など再就職支援を強化する。介護、医療、保育などの社会保障を充実させ、新しい雇用をつくり出す。

(2)働くルールについてのわかりやすいリーフレットの作成・配布、相談窓口の開設などに取り組む。

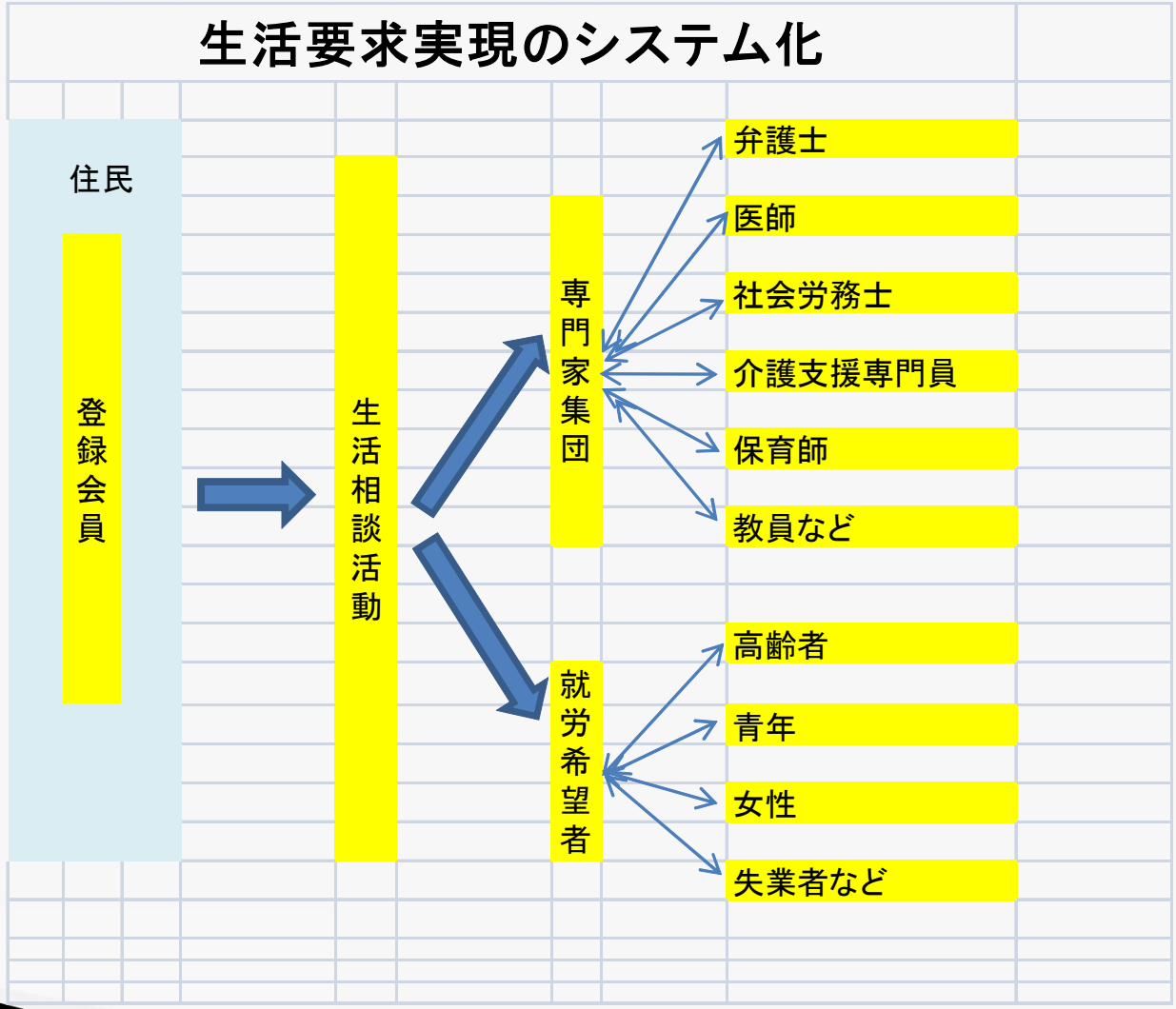


職業訓練　介護

⑤住民の生活と権利を守るためのネットワーク

- 多様な住民の生活と権利に応えるネットワークづくりが時代の要請になっている。いまある専門性と事業性を兼ね備えた諸組織を束ね、仕事おこしの一翼を担いながら要求の事業化をはかる事業所の立ち上げを通じて、住民のどんなニーズにも応えていくことが必要
- がある。
- 法律、医療、介護、労務などで活躍する専門家集団（たとえば弁護士、医師、社会労務士、介護支援専門員）を組織化し、さまざまな要求や願いに専門的に対応できる体制を確
- 立する。

ネットワークによる要求実現



⑥自治体交渉

- さまざまな願いや要求を結集し、その実現をはかるために、人権の立場から愛知県及び市町村と定期的な自治体交渉を実施していく。



40年余に及び毎年実施される愛知県交渉

⑦「市民の家」建設運動

- 地域活動を展開していく上で、日常的に人びとが交流し集う場所を県下で設置していく。ここを拠点して、日常的な生活相談活動、市民的交流、学習活動、健康増進活動、就労支援活動などを実施する。



イタリア人民の家

⑧若い人々の育成を目的とした「人権塾」（仮称）の立ち上げ

- 運動の担い手のみでなく、今後の運動の継承者を育成するために、「人権塾」を立ち上げる。塾の教育者は、これまで蓄積されてきた人的結びつきを活かしながら、哲学、法学、経済学、社会学、福祉学、教育学などの学者・研究者を組織し、全国的な展開を行う。

⑨地域人権ネット

- 地域人権ネットは、人権を映画で見る上映会を過去11回開催し、毎回1,200人くらいの参加を得ている。小さな自主上映会であるが、この分野での社会的貢献も少なからず蓄積され、毎年映画を通じて人権の輪が広がりを見せている。
- 地域人権ネットは、自己主張を社会的にアピールする立場から出版活動にも取り組み、出版物が書店に並ぶよう地方・小出版流通センターとの関係を確立し、全国の150店くらいの大店舗で販売できるようになった。この活動では、読者のニーズに応じた出版活動も重視した内容を追求していく。

地域人権ネット「人権を映画で観る上映会」

7/10.11

「第11回人権を映画で観る」上映会



「人権を映画で観る上映会」は、1999年に第1回目を開催してから今回で11回目を迎えます。この上映会は、人権の視点から映画を捉え、映画を通して人権と民主主義をともに考え合い、映画文化の発展に寄与しようとする企画です。これまでに82本の名作を上映し、1万人6200人の人びとが鑑賞しています。今回は、今日的な課題で就労と貧困の問題を中心テーマにして上映会を開催します。上映会・前夜祭ともに、多数の方のご来場をお待ちしております。

◆日時　2月26日(金)～2月28日(日)

◆会場　名古屋市北文化小劇場他

〒462-0037　名古屋市北区志賀町4丁目60番地31（東志賀公園西隣）
TEL 052-910-3366　FAX 052-910-3367

●**協力券**は代金を添えて**地域人権ネット**に直接申込みいただくか、お近くのチケットぴあスポット、ファミリーマート、サークルKサンクス、セブンイレブンでもお買い求めいただけます。

pia.jp/t
ぴあ　TEL 0570-02-9999（Pコード 461-552）
URL http://pia.jp/t/chubu/

上映協力券	
2日通し券	/ 3,000円
1日券	/ 1,500円
単独券	/ 800円

※障害者・中高生は半額

2月27日（土）	第1回 上映	10:30～11:56	清水宏 監督	風の中の子供（1937年 日本）
	第2回 上映	13:00～14:51	山田洋次 監督	霧の旗（1965年 日本）
	第3回 上映	15:30～17:40	滝田洋二郎 監督	おくりびと（2008年 日本）
	第4回 上映	18:30～20:30	山田洋次 監督	虹をつかむ男（1997年 日本）
2月28日（日）	第1回 上映	10:30～12:01	ジャン・ルノワール 監督	南部の人（1945年 アメリカ）
	第2回 上映	13:00～14:58	イ・ヨンジェ 監督	我が心のオルガン（1999年 韓国）
	第3回 上映	15:30～17:22	新藤兼人 監督	どぶ（1954年 日本）
	第4回 上映	18:30～19:20	チャールズ・チャップリン 監督	キッド（1921年・アメリカ）

交通のご案内



■地下鉄名城線
「黒川」下車4番出口を北へ徒歩12分
■市バス基幹1、黒川11、黒川12
「北図書館」下車東へ徒歩3分

前夜祭　特別記念講演

◆日時　2月26日(金)午後6時30分～8時30分
※上映協力券購入者は無料、以外の方は1,000円

◆会場　ウィルあいち 1階　セミナールーム
〒461-0016　名古屋市東区上竪杉町1　TEL 962-2511
地下鉄「市役所」駅2番出口より東へ徒歩10分

◆記念講演　石子順（映画評論家・和光大学表現学部教授）
「映画は貧困問題をどう描いてきたか」

【主催】　地域人権ネット
（愛知地域人権連合、NPO地域人権ゆうあい会）
〒461-0017　名古屋市東区東外掘町57番地
TEL (052) 971-0265　FAX (052) 971-0726

キリトリ

上映協力券申込書

氏名

住所〒　－

TEL(　　)　－

上映協力券を下記のように申込ます。
① 2日通し券（　　枚）② 1日券（　　枚）
③ 単独券（　　枚）④ 障害者・中高生（　　枚）

2/26 特別講演
参加 ・ 不参加
（どちらかを○で囲って下さい）

※申込み代金支払方法（どちらかを○で囲って下さい）
① 郵便振替 00860-7-44332 郵便局で振込用紙に必要事項と「通信欄」に枚数をご記入下さい。
② 銀行振込 三菱東京UFJ銀行 愛知県庁出張所 普通3505848
地域人権ネット　代表者　丹波正史（たんばせいし）
御入金確認後、協力券を送付します。

［この用紙を使ってFAXでも申込めます。］

地域人権ネットの出版活動



⑩労災のための一人親方、会員相互の共済活動

- 愛知地域人権連合は、再生資源取扱いの事業の一人親方を対象にした「愛解連再生利用一人親方会」を組織して活動している。この組織が存在することにより、会員の中で労働災害をあい、補償を受けた人も少なからずいる。この分野での加入促進を押し進めていくことが大切である。
- 愛知地域人権連合は、全国に先駆けて東海共済会を立ち上げ、これを土台にして全国化した経験をもっている。現在の共済メニューは、会費を含めた当初の枠組みを継承しており、他の共済会とは異なって形態をとっている。

たすけあい共済

年齢条件			19歳～65歳未満	19歳～65歳未満	19歳～65歳未満	19歳～65
番号 ⟶			選べません ×	①	選べません ×	② 基本＋1,
共済種別			基本共済	基本共済	セット共済	セット共
月額掛け金			500円	800円	1,500円	1,800
給付事由			(旧)→	新制度	(旧)→	新制
健康告知			有り	有り	有り	有り
※1日あたりの掛金			16円	26円	49円	59円
病気ケガ	不慮の事故入院	1日目～180日以内	無	日額 1,000円	無	日額
	ケガ入院	1日目～180日以内	日額 900円	日額 900円	日額 1,900円	日額
	ケガ通院 ※1	連続10日以上90日以内の休業通院	無	日額 450円	無	日額
	病気入院 ※2	連続4日以上180日以内	日額 900円	日額 900円	日額 1,900円	日額
	病気通院 ※1	連続10日以上90日以内の休業通院	無	日額 450円	無	日額
本人死亡／重度障害 1・2級と3級の一部		病気等による死亡・重度障害	250,000円	1,000,000円	2,250,000円	2,0
		不慮の事故による死亡・重度障害	500,000円	2,000,000円	4,500,000円	4,0
不慮の事故による障害		事故の日から180日以内の身体障害。労働基準法に定める「身体障害等級表」1～14級	無	2,000,000円～40,000円	無	4,000,000円
重度傷害見舞金			15,000円	30,000円	15,000円	
死亡弔慰金	本人	病気死亡	15,000円	30,000円	15,000円	
		不慮の事故	20,000円	40,000円	20,000円	
	配偶者	生計の有無を問わず ※3	10,000円	20,000円	10,000円	
	子	生計の有無を問わず ※3	5,000円	10,000円	5,000円	
	親	生計の有無を問わず ※3	1,500円	3,000円	1,500円	
住宅災害見舞金	火災等	全焼・全壊	50,000円	100,000円	50,000円	1
		半焼・半壊	25,000円～45,000円	90,000円以内	25,000円～45,000円	90,0
		一部焼・一部壊	3,750円～15,000円	30,000円以内	3,750円～15,000円	30,0
	自然災害	全壊・流失	15,000円	30,000円	15,000円	
		半壊	2,500円～7,500円	15,000円以内	2,500円～7,500円	15,0
		一部壊（損害額10万円を超える）	750円～1,500円	3,000円以内	750円～1,500円	3,0
		床上浸水床面以上浸水	1,500円	3,000円	1,500円	
親族の死亡（住宅災害時によるものに限定） ※3			5,000円	10,000円	5,000円	
お祝い金	本人結婚祝い		10,000円	10,000円	10,000円	
	子の出産祝い		5,000円	5,000円	5,000円	
	子の入学祝い	小学校・中学校	2,000円	3,000円	2,000円	
	結婚記念日	１５年水晶婚式	1回のみ 5,000円	毎回 5,000円	1回のみ 5,000円	毎回
		２５年銀婚式				
		３５年珊瑚婚式				
		４５年サファイア婚式				
交通災害	死 亡	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡	1,000,000円	1,000,000円	4,000,000円	4,0
	障 害	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の障害。労働基準法に定める「身体障害等級表」1～14級	1,000,000円以内	1,000,000円～40,000円	4,000,000円以内	5,000, 2
	入 院	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院（1日～180日）で事故の日から3年以内のもの	日額 1,500円	日額 1,500円	日額 6,000円	日額
	実通院	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる実通院（1日～180日）で事故の日から3年以内のもの	日額 750円	日額 750円	日額 3,000円	日額

※1病気・ケガによる通院とは、医師が「連続10日以上の労務不能または安静加療が必要」と診断し、かつ仕事を休業した期間が対象となります（診断書以外に休業証
※2病気入院は、連続4日以上の場合が対象となります。給付は遡って1日目から出ます。
※3以前は同一生計であることが条件となっていましたが、今回からその条件はなくなりました。関係を証明するものは必要です。

おわりに



- 蓄積されてきた集団力の発揮
- すべての年齢層の力の発揮
- 社会をよくしようとする熱意の結集